

消 火 栓 使 用 届

令和 年 月 日

丹波市長 様

届出者 自治会名 **〇〇自治会**
住 所 **丹波市春日町黒井 811**
氏 名 **丹波 太郎**
電 話（携帯） **090-1234-5678**
消 防 分団部名 **〇〇支団第〇分団第〇部**
部長(班長)名 **丹波 次郎**

丹波市給水条例施行規程第19条第3項の規定に基づき、消火栓の使用をした
いので届出します。

使用日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） ☒ 午前・午後 〇〇時 〇〇分から ☒ 午前・午後 〇〇時 〇〇分まで
使用場所	〇〇町〇〇123番地4 地先 （又は、添付位置図のとおり）
使用目的	取扱訓練・機能訓練 ☒ 消火訓練・貯水槽補充 その他（ いずれかに〇をしてください
開閉責任者	丹波 次郎
添付書類	位置図（様式は任意）

（注意）

消火栓は、各水道施設の機能に応じて、給
範囲で使用してください。

使用に際しては、裏面の事項に充分留意してください。

使用場所に〇印をつけ、必ず添付してください

消火訓練時における消火栓の使用方法和注意点

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/suidoka/oshirase/10241.html>



消火栓の管理及び使用について

- (1) 消火栓は、火災時の初期消火のための消防施設であり、火災時または訓練時、消防業務時以外の使用は禁じられています。(消防法第 18 条)
- (2) 火災時を除き、訓練及び消防業務の場合であっても、消火栓の使用が水道施設の能力を超えない範囲内で使用しなければならないため、文書による届出が定められています。(丹波市給水条例施行規程第 19 条第 3 項)
- (3) 消火栓を訓練時で開け閉めするときは、徐々に開け閉めしてください。また、使用量は最大約 4 m³/時間程度としてください。急な開け閉めや多量の放水により、濁水を発生させることがあります。
- (4) 消火栓の訓練及びその他の使用、並びに点検整備については、消防団を中心をお願いします。なお、消火栓使用等に関する責任は各自治会に帰属します。
- (5) 消防団の計画により消火栓訓練等を実施される場合は、上記の(2)の届出のほか、事前に消防団長あて文書により届出をしてください。(書式は別途とする)

※約 4 m³/時間の量とは、秒速換算の場合、約 10 秒で 10 L バケツが一杯になる程度を指します。